

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南房総市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南房総市長

## 公表日

令和3年12月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。番号制度においては、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、妊娠届出の受理及び審査、母子手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付及び費用の支給及び養育医療の給付に係る費用の徴収に係る事務を行い、特定個人情報ファイルは、これらの事務に使用している。
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、養育医療受給者文書ファイル(エクセル管理)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第40条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第69の2項、第70項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第38条の3、第39条) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第26、56の2、69の2、87項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19、30、38条の3、44条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康支援課 ・ 社会福祉課
②所属長の役職名	健康支援課長 ・ 社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務グループ 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1021
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康支援課保健予防室 千葉県南房総市谷向116番地2 0470-36-1154 保健福祉部社会福祉課児童福祉係 千葉県南房総市谷向100番地 0470-36-1153

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康支援課長 内藤 一浩 社会福祉課長 加瀬 浩一	健康支援課長 西田 勝幸 社会福祉課長 石井 克仁	事後	重要な変更にとらならない項目
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年6月30日	事後	重要な変更にとらならない項目
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年6月30日	事後	重要な変更にとらならない項目
平成30年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康支援課長 西田 勝幸 社会福祉課長 石井 克仁	健康支援課長 社会福祉課長	事後	重要な変更にとらならない項目
平成30年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
平成30年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令(第40条)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第40条)	事後	見直しによる。本項目の変更については重要な変更にとらならない
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第70項) ・番号法別表第二の主務省令(第39条) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26、56-2、87項) ・番号法別表第二の主務省令(第19、30、44条)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第70項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第39条) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26、56の2、87項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19、30、44条)	事後	見直しによる。本項目の変更については重要な変更にとらならない
令和1年6月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和1年6月21日	IV リスク対策	記載なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業員に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う修正
令和2年3月2日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26、56の2、87項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19、30、44条)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26、56の2、69の2、87項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19、30、38条の3、44条)	事前	
令和2年6月5日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第70項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第39条)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第69の2項、第70項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第38条の3、第39条)	事前	
令和3年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	保健福祉部健康支援課保健予防係 千葉県南房総市谷向100番地 0470-36-1152 保健福祉部社会福祉課児童福祉係 千葉県南房総市谷向100番地 0470-36-1153	保健福祉部健康支援課保健予防室 千葉県南房総市谷向116番地2 0470-36-1154 保健福祉部社会福祉課児童福祉係 千葉県南房総市谷向100番地 0470-36-1153	事後	機構改革による保健予防室の新設と事務室移転による。重要な変更にとらならない項目
令和3年1月27日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年1月27日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年12月6日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠)・番号法第19条第7号 別表第二(第69の2項、第70項) (情報提供の根拠)・番号法第19条第7号 別表第二(第26、56の2、69の2、87項)	(情報照会の根拠)・番号法第19条第8号 別表第二(第69の2項、第70項) (情報提供の根拠)・番号法第19条第8号 別表第二(第26、56の2、69の2、87項)	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年12月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年12月6日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目